

住宅取得奨励金事業 Q & A

Q 1. どのような住宅が「補助対象」となるのか？

A 1. 人の居住の用に供する家屋又家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）が対象となります。
増築部分は、対象となりません。

Q 2. 移住者の定義は？

A 2. 概ね2年以上継続して生活の本拠として町外に住所を有していた者が、町内に転入し、居住することをいいます。
また、転入後5年以内に住宅を取得するか、取得後1年以内に転入したものに限ります。確認書類として「戸籍の附票」の提出をお願いします。

Q 3. 若者とは？

A 3. 若者とは、申請をした日において、満39歳以下の方としています。

Q 4. 住宅の取得とは

A 4. 令和2年4月1日以降に建築又は購入により住居を申請者自ら居住するため所有することをいいます。
ただし、共有名義の場合、共有者全てが交付対象要件に該当する必要があります。確認書類として「登記事項証明書」の提出をお願いします。

Q 5. 申請時に必要なものは何か？

A 5. 申請時に必要なものは以下のとおりです。

【共通】

- ・香美町住宅取得奨励金交付申請書
- ・香美町住宅取得奨励金請求書
- ・申請者の記載されている住民票（共有名義の場合は共有者全ての住民票）
- ・住宅の位置図及び平面図
- ・住宅の取得を証する書類の写し（領収書、引き渡し書等）
- ・住宅の登記事項証明書

【移住者】

- ・概ね2年以上町外に住所を有していたことを証する書類（戸籍の附票）

Q 6. 申請の時期は？

A 6. 住宅を取得して1年以内は申請可能です。

Q 7. 本事業はいつまで実施されるのか？

A 7. 令和4年度（令和5年3月31日）までの実施予定です。

Q 8. 申請は、工務店などに代筆・代行してもらってもよいか？

A 8. 問題ありません。